

図1 世帯の年収に対する在学費用の割合（右目盛り）

注1) 小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用と、その年収に対する割合である。

2) 国民生活金融公庫総合研究所「家計における教育費負担の実態調査」(平成16年度)より転載。

れる。

そうであるからこそ、多くの親たちは、早くから子どもの教育のために準備をするのである。もちろん、多くの資産を受け継いでいる場合や、安定して高い給与を得ている場合には必要ないかもしれない。あるいは先に見たように、そもそも子どもたちの教育のために「蓄える」という行為そのものが困難な場合もある。こうして見ると、子どもにとってもっとも大きな意味を持つ進学というライフチャンスは、当たり前のことだが、経済的に見ただけでも決して平等に与えられているのではない。

以上のような現実には、貧困・低所得母子世帯の親たちを巻き込んで、さまざまなグラデーションを持ってであろうが、多くの親たちに将来に備えての貯蓄を強制させるであろう。では、現実には、どれほどの親がどんな意図を持って次世代のために貯蓄を用意しているのだろうか。この準備状況に関して、図2は興味深い現状を教えてくれる。すなわち、「世帯年齢別に見た子どもの教育費と結婚資金の貯蓄状況」からすると、「教育費」では、世帯主が20～29歳層では44.1%が、30～39歳層では62.9%、40～49歳層では62.8%が、何らかの形で蓄えを行っている。また「結婚資金」に関しては、50～59歳層の36.2%が、60～69歳層では22.1%の親が、何らかの蓄えを準備していると回答している。なお「していない」層もかなり占めているが、余裕があって「していない」のか、「できないからしていない」のかは、ここから判断はできない。しかし、その中に、先に見たような「できないからしていない」層もあることは気にとめておくべきであろう。とくに、先に見た離婚母子世帯の世代的再生産を見たときの「結婚式を挙げなかった」カップルの多さを思い出すと、何らかの「自主的な」場合を除いては、親がわが子を「結婚」という人生最大のイベントにおいても祝うことが困難な状況にあったと推測されるのである。なお、ちなみに2004年のリクルートの「セクシィ結婚トレンド調査」結果(平

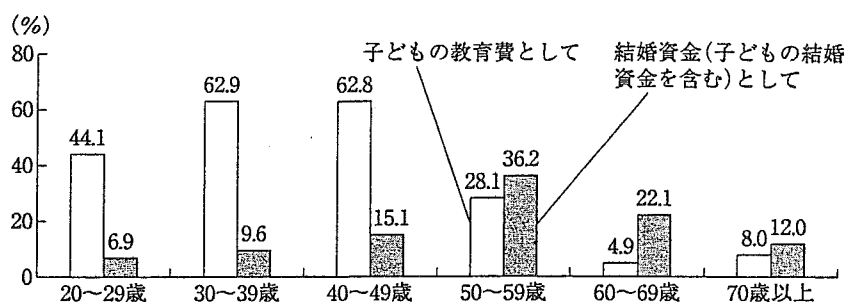


図2 世帯主年齢層別に見た子どもの教育費と結婚資金の貯蓄状況

- 注1) ①郵政総合研究所「家計における金融資産選択等に関する調査」(2002年)により作成。  
 ②「あなたの世帯では、現在表に示したそれぞれの目的ごとの貯蓄がありますか。(現在、各目的の貯蓄がある場合には「有」に○を、ない場合には「無」に○をつけてください)」という問に対して「子どもの教育費として」、「結婚資金(子どもの結婚資金を含む)として」に「有」と回答した人の割合。  
 ③回答者は、全国の世帯員二人以上の普通世帯(世帯主が20歳以上80歳未満)4,352人。  
 2) 『ESP』2005年8月号、「国民生活白書——子育て世代の意識と生活」より転載。

成17年度『国民生活白書』)では、「読者の回答」という偏りは大きいであろうが、結婚資金に関する親や親族からの支援額はおよそ220万円となっている。またカップルの結婚式のための貯蓄総額は395万円となっている。

さらにここで注目したいのは、次の図3である。これは「子どもに対しどの程度経済的に面倒を見ても良いか」という設問に対する回答であるが、その結果に「長期化」しているという傾向が見られることである。すなわち、「高校まで(大学は奨学金やアルバイトで)」「成人するまで」など合わせてみると、1992年では42.8%であったのが、2005年では29.4%に減少し、たとえば「大学卒業、定職につくまで」では、1992年の42.8%から2005年では60.6%にもなっている。これも回答者の性格の偏りもあるかもしれないが、このような傾向が、このバブル崩壊以降の不況下で意識されているのは、他方で「家族の個人化」「個人主義の浸透」がいわれている中で興味深い。というのは、このことは、とくに経済的に見て、「本来」(仮に独立独歩の精神とすれば)の「個人主義」が確立している、その思想が徐々に家族の中に浸透しているとはいいたいがたいからである。むしろあるのは「依存主義」とでも呼ぶものである。とくに、この図がもしも現状をほぼ反映しているとすれば、「家族資源」の大小によって子どもたちの将来が大きく左右されるだけでなく、最近の「引きこもり」などの社会問題も念頭においてみると、それがこのような親の意識とどのように関連しあっているのかは興味深い。とはいえ、このような「依存状態」がいつまで続くかは、今日の年金情勢などの不安定さを見通すと不透明である。

### 3 「国の教育ローン」「育英会奨学金」「福祉修学資金」利用者世帯の階層性

#### (1) 大学生の親の収入別階層と「国の教育ローン」「奨学金」利用者世帯の特徴

文部科学省の「学生活調査報告」によれば、大学の昼間部学生の親の年収割合は、表4に見るように、800万円以上で51.0%を占め、それ以下で49.0%とほぼ半々となっている。一般に

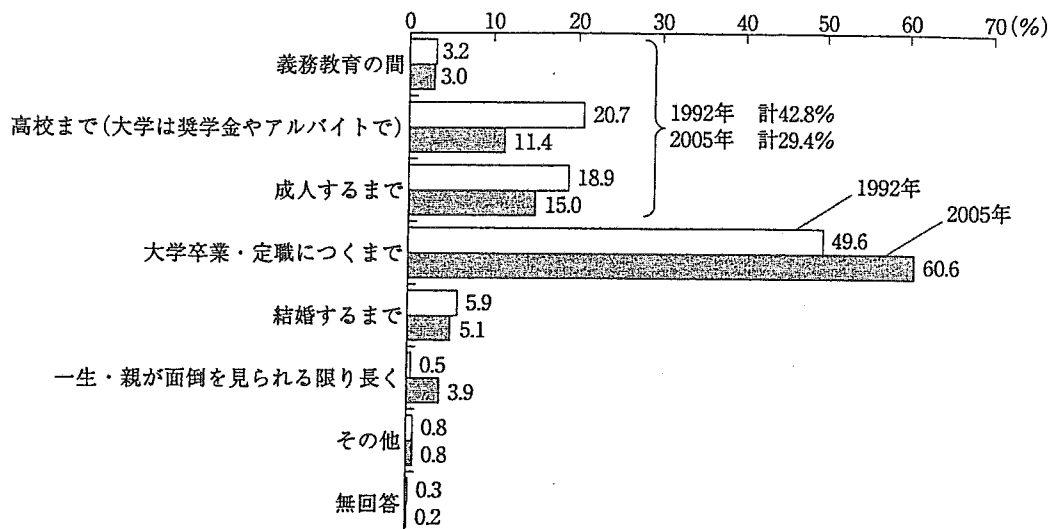


図3 子どもに対しどの程度経済的に面倒を見ても良いか

注1) ①内閣府「国民生活選好度調査」により作成。

②「親は子どもがどの程度になるまで経済的に面倒を見ても良いと思いますか。あなたの考えに一番近いものをお選びください。(○は1つ)」という問に対する回答者の割合。

③「大学卒業・定職につくまで」は、1992年は「学生の間(大学卒業までは面倒を見る)」と回答した人の割合。2005年は、「学生の間(大学卒業までは面倒を見る)」と回答した人の割合に「定職につくまで」と回答した人の割合を加えたもの。1992年には「定職につくまで」という選択肢が設けられていない。2005年では「学生の間」と回答した人が45.2%、「定職につくまで」と回答した人が15.4%。

④「一生・親が面倒を見られる限り長く」は、1992年は「一生」と回答した人の割合。2005年は「親が面倒を見られる限り長く」と回答した人の割合。

⑤回答者は、1992年は全国の20歳以上の男女2,440人、2005年は全国の15歳以上80歳未満の男女3,670人。

2) 図2と同じ。

偏差値の高い大学や有名私立大学において、親の年収が正比例の形で上昇していくことはよく指摘されることだが、ここではそのような大学間の差異は別にして、利用者世帯の年収から見た特徴について、まず「国の教育ローン」(国民生活金融公庫)利用世帯と、いわゆる育英会(日本学生支援機構)奨学金利用学生の世帯から見ておきたい。その前に、簡単にそれぞれ制度について少し説明しておきたい。

国民生活金融公庫の「教育ローン」<sup>21)</sup>の中心である「教育一般貸付」を利用できるのは、融資の対象となる学校に入学する学生の「保護者」で、世帯年収が給与取得者の場合には990万円以内、事業所得者では770万円以内である者となっている。対象となる学校は、外国の学校も含んで高校から大学院までであり、融資額は1人200万円以内、返済期間は10年以内、利率1.65%である。連帯保証人を持たない場合、保証料は必要だが、教育資金金融保証基金の保証を利用できる。

育英会・日本学生支援機構の奨学金<sup>22)</sup>については、無利子の「第一種奨学金」と利息付き(年利上限3%)の「第二種奨学金」(きぼう21プラン)があり、前者は高校も含み、「特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者」を対象とし、後者は「第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者」を対象としている。また、ここでは「貸与」という言葉が使われているのが大きな特徴である。以下、高校利用と大学利用とに分けて触れておく。

[高校利用の場合]：学力基準は、高校1年生において貸与を受ける場合、「中学3年の成績の平均値が3.5以上」、2、3年生では「申し込み時までの高校の成績の平均値が3.0以上」で、かつ家計基準額が、4人世帯の場合を前提にすると、給与所得者の場合で自宅通学では公立790万円、私立809万円となっている。貸与月額、自宅通学の公立で18,000円、私立で30,000円であるが、貸与にあたっては連帯保証人（原則として父母）や保証人（連帯保証人と別生計の4親等以内の成人家族）を必要としている。

[大学利用の場合]：すでに述べたように2種類あり、予約採用の「第一種奨学金」における学力基準は、「高等学校…1年から申し込み時までの成績の平均値が3.5以上」、「第二種奨学金」では「平均水準以上」となっている。家計基準では、4人世帯を前提にすると、給与所得者で前者が916万円、後者が1,254万円となっている。在学採用でも学力基準や家計基準があるが、大きな違いはない。なお貸与月額は、平成16年度採用者で国・公立大学の自宅通学44,000円、自宅外通学50,000円、私立大学それぞれ53,000円、63,000円である。この場合、高校利用との大きな違いは、「人的保証」利用の場合は高校と同じ条件だが、これ以外に「機関保証制度」が存在することである（平成16年度採用者から）。

さて、再び表4を見ると、「国の教育ローン」では、勤労者世帯では990万円の上限がおかれている中で、600万円～1,000万円未満の収入階層（銀行から借りられる階層）の親が借りている。この点、上限が定められている限り、また相対的に低い利子率など、中間層から低所得層に対して寄与しているともいえるが、しかし同時に、この教育ローンは、さらに低い収入階層の世帯には当然「銀行」であることから、下限の問題があることを推測させる。しかし、いずれにしても、この場合の特徴は、とくに親が子どものため教育費負担を補うために借りている・利用しているという性格（「家族依存的性格」）がはっきりしていることである。

次に育英会・日本学生支援機構の奨学金についていえば、借りた学生の世帯と借りる必要がない学生の世帯とでは、その年収に大きな差異があることに注目しておきたい。すなわち、「奨学金は必要ない」と回答した学生の家庭の年収割合は1,000万円以上で43.9%、800万円以上を合わせると65.9%となり、400万円未満は3.2%と少ない。他方、「奨学金を必要とし受給している」と回答した学生の世帯では、1,000万円以上で12.8%、800万円以上を合わせても

表4 「教育ローン」「奨学金」利用者世帯の年収、「奨学金必要ない」と回答した世帯の年収及び「一般学生」の世帯年収割合（2004年、2002年）

（単位：％）

	200万円 未満	200～ 400万円	400～ 600万円	600～ 800万円	800～ 1000万円	1000万円 以上
「国の教育ローン」利用者世帯	1.9	7.1	21.3	35.0	34.7	—
「奨学金」利用者の世帯	4.9	17.0	25.8	25.1	14.4	12.8
「奨学金必要ない」と回答した世帯	0.4	2.8	9.9	21.0	22.0	43.9
「一般学生」の世帯	2.0	8.1	16.2	22.7	19.8	31.2

注1) 「国の教育ローン」利用者世帯は、平成16年2月に利用した世帯で、うち「勤労者世帯」について集計したもの。年収上限額は990万円で、この場合、学生の在学先は高校18.2%、専修・各種学校24.4%、短大6.1%、大学48.9%、その他2.5%である。国民生活金融公庫総合研究所「家計における教育費負担の実態調査」、2004年。

2) 「奨学金」利用者の世帯、「奨学金必要ない」と回答した世帯、「一般学生」の世帯とは、文部科学省による学生を対象にした調査であり、かつこの場合は、「大学・昼間部」の学生の親の年収である。文部科学省「平成14年度学生生活調査」結果の概要による。

27.2%と大きな差があり、さらに400万円未満が21.9%を占めていることは見ておくべきであろう。先に見た「学力基準」の制限を除けば、その限りでは、この奨学金制度も、一般に低所得世帯に貢献している制度であることは確認できる。

だがいずれにしても、名称は「奨学金」でも「ローン」であるという性格を免れているわけではない。そしてそれは、親がその返還をしようと、あるいは利用した学生が就職後に返還しようと同じである。しかし、返還する「必要のある家族とない家族」、社会人となった後に返還の「必要のある社会人と必要のない社会人」では大きな差異（負担の有無）が生まれてくるのは事実であろう。その点では、このような「教育ローン」「学生ローン」は、一面では修学を保障する重要な手段であるものの、他面ではその後の人生にローンの有無の「不平等」（蓄積条件の差異）がもたらされるという性格を免れないものであることがわかる。とくにそれは、高校段階での利用者で、高卒後すぐに働かざるを得ない者にとって、返還額はそれほどは思われない額であっても、彼ら・彼女らの給与が相対的に低いだけに容易ではないことは、これから指摘する通りである。

## (2) 「福祉修学資金」利用者世帯の階層性

さて、これまで教育関係者の側からはほとんど注目されてこなかった福祉サイドが提供している「修学資金」（「貸与」とは呼ばれない）について、生活福祉資金貸付制度、及び母子及び寡婦福祉資金貸付制度の現状から、どのような収入階層の人々が借り入れしているのかを見ておこう。この場合、まず指摘しておきたいのは、先に触れたように、両制度ともに利用する場合、まず「他制度活用（育英会奨学金）」の優先が、手続き上からも指導されていること、それにもかかわらず、他に利用する手だてがない場合、あるいはたとえば育英会奨学金を借りていてもさらに不足する場合、これらが利用されるということである。また、いうまでもなく母子及び寡婦福祉資金においては、その家族形態の条件は満たさねばならない。以下、簡単に、その内容を説明しておこう。

生活福祉資金貸付<sup>23</sup>は都道府県社会福祉協議会などが中心となって運営され、その対象は、「資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（以下「低所得世帯」という）とされ、「おおむね市町村民税非課税程度」とされている。しかし、一般的には地域の消費生活水準格差などを考慮し、各都道府県の実態に即して弾力的な運営が図られているようである。また「その他公的資金借受者の場合」でも、「特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、……貸付対象とすることができる」となっており、そこには「生活保護受給者の場合」も含まれている。

具体的な数字で見ると、修学費は高校で月35,000円以内、大学で60,000円以内となっており、この他に就学支度資金が500,000円以内となっている。償還期限は20年以内で無利子である。ただしこの制度においては、借入申し込み時において、「地域の民生委員又は民生委員協議会を通じ」なければならず、加えて申請者以外に連帯保証人を立てる必要がある点において、先に見た「奨学金」や「国の教育ローン」と大きな違いがある。なお次いでに触れておくと、修学資金の場合、「就学する者が、連帯債務を負担する借受人（以下「連帯借受人」という）として加わらなければならない。ただし、当該者が借受人となった場合は、生計中心者が、連帯

借受人として加わらなければならない」。またその特徴は、民生委員の介入を必要とし、民生委員は「調査書」の作成をしなければならず、借受申込者の家庭の状況、連帯保証人の状況などを記入することとなっていることから、利用者はその条件を受け入れなければならない点である。

次に母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金貸付<sup>24</sup>を見ておくと、同法は「都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる」として、「配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金」(13条)をあげている。具体的には、母子及び寡婦福祉基金施行令によれば、事情による違いはあるが、高校においては月額45,000円、大学では81,000円となっている。また就学支度金では高校で100,000円、大学で380,000円などとなっている。なお返還期間は20年で無利子である。この場合も、生活福祉資金制度と同じく、連帯保証人を立てなければならない。しかし、生活福祉資金との対比でいえば、これは各市町村の福祉事務所で運営され、民生委員の調書作成は必要ないという点で異なっている。

さて、表5を見ると、生活福祉資金は、生活保護世帯を44.1%も含み、300～500万円の階層が40.2%ともっとも大きいシェアを占めているが、ほとんどが500万円以下の階層となっている。これは先にも見た上限が「おおむね市町村民税非課税」水準、あるいは生活保護基準の130、140%のように定められていることによる。だが注目しておきたいのは、ここではとくに高校段階での利用である。それは、大学段階利用よりいくぶん低所得世帯が多いということだけでなく、育英会の学力基準「3.5」の壁に跳ね返されている子どもの世帯による利用がかなり占めていることと関連している。すなわち、一部の返還困難層を高校中退などによって生み出す可能性が相対的に高いこと、仮に就職が決まっても高卒の賃金水準と雇用形態などによって、その後の返還が「自立生活」に少なくない影響を与えるからである(それゆえ、たとえば文字通りパラサイトしないと生活できないなどの事態も生まれる)。

これに対して、母子及び寡婦福祉資金における修学資金利用世帯は、生活福祉資金利用世帯より、さらに低所得世帯の比率が高い傾向がある。これは先にも見た母子世帯の年収水準から

表5 「生活福祉資金」「母子及び寡婦福祉資金」利用世帯年収(2002年, 2005年)  
(単位: %)

	生活保護 受給世帯	200万円 未満	200～ 300万円	300～ 500万円	500万円 以上
生活福祉資金 利用世帯 (大学段階)	9.4	26.7	20.3	40.2	9.8
(高校段階)	44.1	32.9	26.6	36.4	4.2
母子及び寡婦福祉 資金利用世帯 (大学段階)	15.1	49.1	29.2	15.5	6.2
(高校段階)	36.6	57.7	26.4	10.8	5.2

注1) 生活福祉資金利用における「大学段階」とは短大や専門学校、大学を含み、「高校段階」とは高校及び高専での利用を含んでいる。この区分は、「修学資金を利用し始めた時期」(2002年)に申請書の集計をしていること、及び高専利用は数としては少ないことによる。北海道社会福祉協議会「生活福祉資金修学資金貸付効果調査報告書」, 2004年。

注2) 母子及び寡婦福祉資金利用者世帯における「生活保護」受給割合は、2003年度申請書類のの値。世帯収入は、2005年時点での申請者(母親)世帯のアンケートによる税込み収入を表している。鳥山まどか・岩田美香「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果」, 2005年。

も理解されるであろう。ここでも生活保護受給世帯は高校段階で36.6%と多くを占め、200万円未満で57.7%と半分以上を占めている。上記の生活福祉資金の場合と同様に、高卒後すぐに就職するような場合であれば、上記と同じ状況を生み出す可能性は高い。生活福祉資金とともに、無利子で20年以内の返還は悪くない条件であるとしても、大学まで進学し、以下に指摘するように、複数の「ローン」の利用を余儀なくされることは、合計では相当の額に達し、「奨学金を必要としない」世帯の子どもと比較すれば、利用後も大きなハンディを背負うことになるのは明らかであろう。

#### 4 福祉資金貸付利用者世帯の分析から見る特徴

##### (1) 複数の借入と「家族主義」

さて、ここでは現在進行形で分析が進みつつある「福祉貸付資金制度の効果と課題に関する研究」(厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業H16-政策-004)、及びすでに報告書として公表している北海道社会福祉協議会「生活福祉資金・修学資金貸付効果調査報告書」(2004年)から、修学資金利用者の特徴を浮き彫りにしていこう。対象は北海道に限定されているので多少の問題はあるかもしれないが、他に分析がまったくないので、この結果を利用する。まず注目したいのは、かなりの母子世帯が複数の借入(ローン)を利用していることであろう。たとえば表6は、「母子及び寡婦福祉資金以外の借入を利用したか」(複数利用)に関する回答だが、「利用した」は札幌市の「高校等利用者」で33.0%、「大学等利用者」で31.4%、道内の「高校等利用者」で22.9%、「大学等利用者」で46.5%となっている。この多くは育英会奨学金ないし「国の教育ローン」だが、合計すれば、相当の額になるはずである。だがそのことはともかく、ここで強調しなければならないのは、このように、複数の「ローン」をたとえ無利息でも、まさに「家族ぐるみ」で借りなければ、やっていけない階層が存在しているという事実である。

しかも、連帯保証人は、場合によっては複数必要となる場合もあることも予測される。実際、「機関保障制度」を利用できなければそうすることを余儀なくされるであろう。だから、そこでは、本来的には個人が責任を負えばいい事であるにもかかわらず、必ずある種のスティグマが親や子どもに付きまとう可能性が高く、それゆえに強いストレスも伴うものとなる。また、育英会奨学金であれば、多くの場合、学校を通じて手続きが進んでいくのだが、福祉貸付制度においては、とくに親が申請する行為を通じて借りるのが大半であることから、親が意識的に子

表6 母子及び寡婦福祉資金以外の借入を利用したか

(単位：%)

	札幌市		北海道	
	高校等利用者	大学等利用者	高校等利用者	大学等利用者
利用した	31 (33.0)	50 (31.4)	55 (22.9)	60 (46.5)
利用しなかった	59 (62.8)	99 (62.2)	172 (71.7)	62 (48.1)
無回答	4 (4.3)	10 (6.3)	13 (5.4)	7 (5.4)
計	94 (100.0)	159 (100.0)	240 (100.0)	129 (100.0)

注)「母子寡婦福祉資金(修学資金)貸付制度の現状と課題に関する調査結果」2005年、より作成。

どもと話し合わない限り、子どもの返還意識も弱いものになる可能性がある。

しかも、生活保護受給の場合とも似て、生活福祉資金においては、先に触れたように、民生委員を介在させること、母子福祉資金においては福祉事務所における職員との手続き上のやりとりなど、多くの場面で「いやな思い」もすることが多いのも大きな特徴であろう。ここでは、連帯保証人の問題、及び民生委員の介在に関する意見を少し紹介しておきたい。

- ・母親に親・兄弟がいなかったので連帯保証人を頼むのが大変だった（道内・高校等利用者）
- ・今の時代、保証人をお願いする人を探すのが非常に難しいし、相手の家庭に対してもかなりご迷惑をかけてしまうことになった。子どもにも精神的な負担をかけることになってしまった（札幌市・高校等利用者）
- ・今、連帯保証人を受けないことが常識となっているが、お願いすることは大変で毎年手続きをするとき、胃の痛む強いストレスを感じました。でもこの貸付のおかげで大学に進学させることができました。子どものためなら、どんなことでもしようと思うので耐えられたと思います。もう1回、子どもの進学があります。母子関係への支援ならもっと考えたものにしてほしいと思います（札幌市・大学等利用者）
- ・保証人をお願いすることに大変苦労した。今の世の中で本当に抵抗もあり、相手も不安だったと思うと、心苦しく思いました（札幌市・大学等利用者）
- ・連帯保証人になっていただけの方が一人しかいなく、その方がリストラされ、次の保証人を探すのに大変苦労しました。職業を持たなくても信頼できるならそれでいいのでは。経済的に頼る人がいないから、この制度を利用しているのではないのでしょうか（札幌市・大学等利用者）
- ・借り入れの時、借入金返済の時、住所変更の時、その都度一度も会ったことのない、面識のなかった民生委員の方に確認してもらい、証明をもらわなければなりません。事情を説明し証明してもらいます。どうして民生委員さんの証明が必要なのでしょう（生活福祉金・連帯借受人）
- ・半年ごと（もしくは1年）に民生委員さんに返済状況が連絡されるようですが、生活状況があまりに見られているようで気分的によくはない（生活福祉資金・連帯借受人）
- ・（子どもに資金を利用することについて）説明しなかった。（子どもが）引け目を感じるかと思って。（資金を利用する偏見のようなものを）自分が感じてしまう。民生委員さんなどに知られることが恥ずかしい。だから滞納は絶対できなかった。民生委員は知らない人ならいいのだが、今まで近所づきあいがあった仲なので。育英会の奨学金は恥ずかしいとは感じない（生活福祉資金・連帯借受人）
- ・この制度はまったく知りませんでした。失業してお金がなく、役所にお金を借りに行き民生委員さんと出会い、この制度のことを教えてもらいました（生活福祉資金・連帯借受人）

保証人の多くは、親の親（祖父母）あるいは兄弟姉妹であったりするのだが、そのこと自体がある種の「家族主義」<sup>25</sup>の利用を意味しているといえるし、とくに生活保護受給世帯にあっては、その親戚もまた一般に経済的に脆弱である場合も多く、そのことがやがてしばしば滞納から返還猶予、そして免除へと結果することもある<sup>26</sup>。また、民生委員との関係では、地域社会に



において「知られる」ことの危うさに関する不安もよくうかがえる。

## (2) 返還にみる親の責任意識の遂行の現実と利用への「感謝」

引き続き、表7から見ておきたい事実は、「高校等利用者」については、札幌市も道内においても、「返還している」人の割合は回答者である母親が70～80%の割合を占めていること、また「大学等利用者」でも50%を越えていることである。なお、札幌市と道内を比較すると、相対的には道内の方が「高校等利用者」も「大学等利用者」も親が返還している割合が高い傾向にある。ここからいえるのは、一般的に低所得層として位置づけられることの多い母子世帯層においても、教育費として消費するのは子どもだが、「ローン」として返還することになお親の大半が関わっているという、教育費負担をめぐる「家族依存的性格」である。この点、育英会の奨学金において誰がどのように返還しているかは不明であるが、ともかく当事者個人に貸し付けて当事者が返すのがいわゆる「学生ローン」であるはずなのに、この場合のそれは親が借りて親が返すという特徴が見て取れる。しかも、貧困・低所得層においてもこの性格が強く貫徹しているのである。だが、その返還も、容易ではない現実がやがてやってくるのは必然的でもある。

- ・修学資金と就学支度資金の両方を借り入れたため、返済額が月額18,611円となります。私には高額です。月々の収入の1割以上となりますので、できることなら、長期間になりますが、もう少し支払いやすい金額にさせていただけるとありがたいと思います（札幌市・高校等利用者）
- ・自分も子どもも収入が少なく、どう返済していけばいいのか悩んでいます。子どもの給料だって10万円以下で、生活するだけでも大変なのに……どうしていいのか（札幌市・高校等利用者）
- ・返済が遅れていることに対して、大変申し訳ないと思いつつも、毎日の生活に追われ、滞納しています。一度、区役所に相談したところ、子どもにも協力してもらいなさいといわれましたが、子どもは子どもで育英会の返済をしているので、なかなか協力して欲しいとはいえません（札幌市・高校等利用者）
- ・据え置き期間を1年にして欲しいです。子どもが少ない給料で自活するのは大変です。卒業に出費、就職のために出費、アパートを借りたりするために出費。卒業し、就職する年は出

表7 返済中の返済者の性格（複数回答）

（単位：％）

	札幌市		北海道	
	高校等利用者	大学等利用者	高校等利用者	大学等利用者
子ども本人	18 (31.0)	63 (58.3)	59 (37.3)	39 (44.3)
母親	46 (79.3)	60 (55.6)	109 (69.9)	56 (63.6)
子どもの祖父母	2 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)
他の連帯保証人	1 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)
その他	1 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)
(回答者数)	(58人)	(108人)	(156人)	(88人)

注)表6と同じ。

費が多いため、心身ともへトへトになりました。その年すぐに返済するのは大変です（札幌市・大学等利用者）

- ・私は、子供が4人いまして、4人目は現在小学6年生です。上の子達3人がお世話になりまして、大変ありがたく思っています。ただ、いま現在、私の仕事が急にリストラになり失業中で、子ども達も安定職に就かず数か月分滞納しており、迷惑をかけていますが、次回の扶養手当等でお支払いを済ませたく思っております（札幌市・大学等利用者）

なおここで、生活福祉資金の利用世帯も1事例だけだが、参考に紹介しておきたい。

[借入内容：長女の高校進学に伴う就学支度費用・修学費。借入時の状況：3人世帯で父+母+長女の構成で、長女借受人で父が連帯借受人。なお、父親は傷病のため無職で生活保護受給。面接相手：連帯借受人。長女はすでに自立し、転出]

結婚前の仕事先での事故で椎間板を悪くした。子どもが小学生の頃に生活保護を受けた。動かさないと痛みがなくなるので受給をやめて仕事をするが、また痛くなって受給するという繰り返しだった。子どもが中1くらいまでは進学についてはあまり考えていなかったが、中2、中3と学校にかかる費用がかさみ、長女の成績も良かったので進路を考えなくてはいけないと思ったが、準備はできなかった。

子どもに財産を残してやることはできないが、教育という形での「財産」は残してやれると考えていた。資格を取れる方向に進むことを勧めた。推薦で高校が決まってから資金について人から聞き、申し込みに行った。窓口の対応が非常に悪く見下した態度を取られ、生活保護を受けている人には保証人をつけないと貸せないといわれた。最終的には保証人なしで借りることができた。

借りると決めた当初から、親の方で返済すると決め、妻とも話し合っていた。長女に資金を借りることを改めていうことはしなかった。資金で学校にかかる費用の70%をくらい補うことができたが、80%くらい補うことができれば助かった。ほかにも返済の必要のない月数千円の奨学金を利用できた。長女は高校での成績もよく、さまざまな資格を取得していた。

大学に進学させても良いと考え、もう一度資金を借りるつもりでいたが、長女は自分で就職活動をし、就職先を決めてきた（常勤・正社員）。はじめは同居していたが、その間に自立するための資金を自分で用意して、1年後に家を出た。

収入は生活保護で月に11万円強。はじめに公共料金などを引いてしまってから、食費、服飾費と決めていかないとやっていけない。椎間板は現在も注射を打たないといけない状態。長女は最初の職場に現在も勤めている。

支払いは毎月7千円強だが、大きな負担を感じる。しかし、そのおかげで長女の現在があるのだからと思っている。自分で散髪をしたり下着を自分でつくろったり、というやりくりをしながら順調に返済をしてきた。返済の通知は長女に渡していない。返済が終わった後も生活が楽になる見込みはない。年齢が上がると生活保護の給付が下がるから。

とはいえ、生活福祉資金にせよ、母子および寡婦福祉資金にせよ、貧困・低所得の状況にある家族にとって、福祉資金の持つ意義は少なくない。それらは、たとえば以下のような「感謝」となって表現されている。

- ・無利子で、卒業後本人が支払っていきける、という母子世帯にとってありがたい制度を知ったおかげで進学できました。本人の努力によって就職後返済を続けています（札幌市・高校等利用者）
- ・どうしても母親だけの収入だけでは、子どもの進学は無理です。このような制度があるおかげで、息子も好きな自動車の勉強が心おきなくやれている様子です。ほんとに助かりました（札幌市・高校等利用者）
- ・この制度があって本当に助かりました。子どもが学校に行けて就職できたのも福祉資金のおかげと感謝しております。ありがとうございました（札幌市・大学等利用者）
- ・借入できないときは、進学させないつもりでしたので、とても感謝しています。ありがとうございました。（札幌市・大学等利用者）
- ・子供に学校に行きたいといわれた時、この収入で返済のことや利息のことが心配でしたが、この制度のおかげで学校に行かせられましたので、大変ありがたく思いました。（札幌市・大学等利用者）
- ・2ヶ月に一度、借入金受け取りのため役場窓口で印鑑持参で行く際、顔見知りの職員の方々が多く、大変恥ずかしいような何ともいえない気持ちでいっぱいでした。対応は大変親切であったのですが、親の気持ちとしての力のないことに悲しかった……でも、子どもの将来を何と考えずにはと、強い思いで利用させて頂きました。結果的に大変よかったと考えています（生活福祉資金・連帯借受人）

## 5 日本の教育費負担に見る「家族依存」の国際的特異性 ― おわりにかえて ―

以上から見えてくるのは、これまでしばしば教育費負担の根拠づけとして使われてきた表現に、いわゆる「受益者負担」という言葉があるが、しかしそれは、かなり限定付きのものとして理解されねばならないということである。

すなわち、わが国の教育費負担に「受益者負担」の考え方を適用したとしても、また直接「利益」を受けるのは学生など当事者であるにしても、実態はこれまで見てきたように、むしろ「受益世帯負担」あるいは「受益家族負担」とでも呼ぶべき性格が強く、たとえば北欧諸国の教育費負担における、授業料などの全額公費負担と生活費における「学生の個人ローン」としての私費負担のような性格はほとんど見られない。その背後には、日本においては、たとえば高等教育とくに大学教育だけに絞ってみても、先に見たように、文部科学省の調査でも、奨学金は「必要ない」（49.7%）が約半分を占め、受給者は31.2%という状況の中で、しかも学生の平均収入の約7割が親からの「給付」（親負担）であるという現実が横たわっている。つまり、圧倒的に教育費の「家族依存」システムに支えられて高等教育が存立し、その影響がまた「国の教育ローン」「福祉資金貸付修学資金」に見る「家族主義の貫徹」とでもいうべき状況を生み出しているとも考えられるからでもある。このような「慣行」自体に、教育費負担の「大変さ」が一般に嘆かれても、そのことがなかなか「社会問題」化しない、一つの要因が含まれているのかもしれない。

本来的には、本報告は、それはなぜか、そこにどんな構造が横たわっているかを問うために始めたのだが、これに完全に答えることは現時点では難しい。しかし、ここでは、とりあえず、

さまざまな教育指標を国際的に比較している OECD のデータから改めて検討してみると、以下のような日本の特徴が際立ってくる<sup>27</sup>。

すなわち、表 8 から見ると、①すべての教育段階における学校教育費の「公私負担区分割合」では、北欧諸国がほとんど公財政によってまかなわれているのに対して、イギリス・カナダ・アメリカのグループと日本・韓国においては、私費負担割合が高く、とくに日本・アメリカ・韓国で高い。②なかでも、高等教育費はさらにはっきりと違いを見せ（この場合は、その国の私立大学の比率などに見る歴史的経緯の影響は大きいであろう）、韓国・アメリカ・日本などにおいては、とくに私費負担が半分を大きく越えて占め、公財政支出を大きく上回っている。③また GDP に占める全教育段階の公財政支出割合では、日本は最低の 3.6% であり、アメリカの 5.6% や、韓国の 5.3% よりも低い。④以上のことは、性格はやや異なるが、いわゆる公的な社会サービス支出の GDP にしめる割合で見ても同じであり、北欧、大陸ヨーロッパ諸国が高い傾向を持つのに対して、やや低いのがアングロサクソン系諸国、そして南ヨーロッパ諸国、もっとも低いのが日本・韓国であり、なかでも韓国は極端に低い。なおこの場合、偶然でもあろうが、日本が 14.7%、アメリカが 14.6% と、両者ともにきわめて似通った低い数値を見せていることは興味深い。

ところで、このような構造が世界でももっとも発達した市場経済の国で形成されていることは、人々の生活や子どもの教育が、実は家族主義が強ければ強いほど、階層的性格を持った家族によって大きく左右されやすいということでもある。なぜならそこでは、市場主義と家族主義は連繫し、人々の生活を左右するからである。その点では、すでに指摘したように、「現代社

表 8 教育指標（公私負担割合）の国際比較（2001 年）

	学校教育費の公私負担区分割合		高等教育費の公私負担区分割合		DP に占める公財政支出（全教育段階）割合	GDP に占める公的社會支出割合（1998 年）
	公財政	私費	公財政	私費		
スウェーデン	96.8	3.2	87.7	12.3	7.3	31.0
デンマーク	96.1	3.9	97.8	2.2	8.5	29.8
フィンランド	97.8	2.2	96.5	3.5	6.2	26.5
フランス	92.0	8.0	85.6	14.4	5.7	28.8
ドイツ	81.4	18.6	91.3	8.7	4.6	27.3
オーストリア	94.4	5.6	94.6	5.4	5.8	26.8
イギリス	84.7	15.3	71.0	29.0	4.7	24.7
カナダ	78.2	21.8	58.6	41.4	5.2	18.0
アメリカ	69.2	30.8	34.0	66.0	5.6	14.6
イタリア	90.7	9.3	77.8	22.2	5.0	25.1
スペイン	87.8	12.2	75.5	24.5	4.4	19.7
ポルトガル	98.5	1.5	92.3	7.7	5.9	18.2
日本	75.0	25.0	43.1	56.9	3.6	14.7
韓国	57.1	42.9	15.9	84.1	4.9	5.9
OECD 平均	87.8	12.2	78.2	21.8	5.3	21.0

注) 文部科学省「教育指標の国際比較」(平成 17 年版) 及び 1980-1998: 20years of Social Expenditure-The OECD Database より作成。

会は、一面では『能力主義社会』であることには間違いはないが、他面では（本質的に）資源の不平等性を持つ家族制度をなお社会の基盤に抱え込むことによって成り立つ社会システム、結果として貧困や排除された人々にとっては『機会の平等』さえも実質的には保障されないような階層社会の限界を露呈させている社会<sup>28</sup>」であり、現段階は、そのことがさらに強化されようとしている局面にあるとわいていい。だが、教育社会学だけでなく、教育行財政論などの領域においても、管見の限り、この課題にまともに立ち向かっているものではなく、またその問題意識もなお弱いように見える。また、本稿のような、奨学金に関する研究を眺めても、とくに階層的視点を基本に据えている分析はほとんど見ない。

なぜそうなのか。ここではその理由についても、ほとんど確証的なことは何もいえないが、学歴論などには階級・階層的な性格を帯びた家族の視点を取り入れられてきたとしても、とくに教育権や学習権が教育財政あるいは家庭経済と関連させて論じられることが弱いまま推移してきたこと、あるいはまた、筆者が別のテーマで議論として提出したように、研究者の考える問題認識（関心）と普通の人々が考える問題認識（関心）などに大きなズレが横たわっていても、そのことに気づかないままに<sup>29</sup>、教育問題研究が進められてきたことの結果かもしれない。たとえば、子どもたち、あるいは若者の教育権の保障などが一般論としては論じられてきたにしても、それが「家族」という社会の最小単位を基礎にして実際には保障されていることを重視し、そこにきわめて根深く根付いた「家族主義」と関連させて「問題」を問いかける姿勢がなかったのではないか。また、高度成長と共に上昇した高校進学率や大学進学率の上昇という大衆化現象に目を奪われ、「問題」が忘れられていたのかもしれない。

だが、ここにいたって、今後どう展開するかを図4で考えてみると、予測そのものは容易ではないにしても、今しなければならぬことの一つは、繰り返すが、家族主義とは実は市場主義とリンクして格差を大きくするシステムである以上、市場経済の浸透だけを非難しても、子どもたちの発達の平等や教育保障の公正さといったことは実現が困難であろうということである。今まさにしなければならぬのは、Making Invisible Familialism Visibleということではないか<sup>30</sup>。その意味で、比較福祉国家論のリーダーであるエスピン・アンデルセンのいう「脱家族化」というキーワードは、とくに教育費負担の点で議論にはならないのだろうか。これらは、われわれのいう教育福祉論の課題だけでなく、さらに大きくは教育社会学や教育行財政学などの解かねばならない課題であろう。

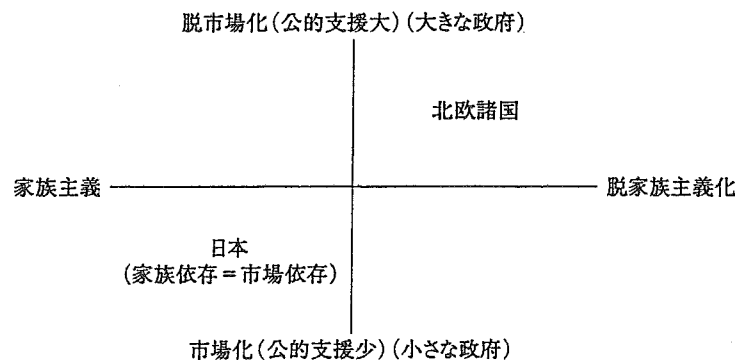


図4 比較「教育・福祉」国家類型  
注) 青木作成

## [注・文献]

- 1) 青木紀「二極化する家族——分化する子どもの生活——」(日本子どもを守る会編『子ども白書・2005』草土文化), 2005年.
- 2) 久富善之『現代教育の社会過程分析』労働旬報社, 1985年.
- 3) 本田由紀「『非教育ママ』たちの所在」(本田由紀編『女性の就業と親子関係——母親たちの階層戦略——』勁草書房, 2004年.
- 4) 苅谷剛彦『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ——』有信堂, 2001年.
- 5) 山田昌弘『希望格差社会——「負け組」の絶望感が日本を引き裂く——』筑摩書房, 2004年.
- 6) NHK, 2005年4月2日放送「NHKスペシャル:格差社会」.
- 7) Bourdieu, P. (1986). The Form of Capital. In Richardson, G. (ed.). Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education. Greenwood. P. プルデュー, J. C. パスロン, 石井洋二郎監訳『遺産相続者たち』藤原書店, 1997年. なお原著出版は1964年.
- 8) 北海道民生委員児童委員連盟と北海道子どもの生活環境研究会で2001年5月に実施した, そのうち「子ども調査」は小5, 中2を対象に, 道内6市町で行われ, 967票を回収した(回収率82.7%). 「保護者調査」は, それとは別の6市町を対象に行い, 1023票を回収した(回収率73.3%). 詳細は北海道民生委員児童委員連盟『子どもの未来を創る基本調査報告書』, 2002年, 参照.
- 9) 内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(2001年)によれば, 日本は韓国とともに子どもとの同居率は, アメリカ, ドイツ, スウェーデンに比較して, かなり高い. しかし, 「別居している場合の子どもとの接触」は弱く, 「近所の人たちとの交流」では, 「ほとんど毎日」が日本21.0%, アメリカ29.2%, 韓国58.9%, ドイツ33.4%, スウェーデン32.5%であり, また「ほとんどない」は日本25.5%, アメリカ25.0%, 韓国14.5%, ドイツ19.7%, スウェーデン21.1%となっている. 同居形態を除いては, 親子関係は薄く, 近隣との関係も希薄である.
- 10) 青木紀他「現代社会の子育てと社会階層——北海道子どもの生活環境調査から——」『教育福祉研究』第2号, 1993年. また, 同じデータを加工してわかりやすくして掲載した, 青木紀「貧困の世代的再生産—教育との関連で考える」(庄司洋子他編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣)1997年, など参照.
- 11) 西田芳正「遊びと不平等の再生産——限定されたライフスタイルとトランジション——」(部落解放・人権研究所編『排除される若者たち——フリーターと不平等の再生産』解放出版社)2005年. そこでは親の子どもへのコントロールの機能不全が語られている.
- 12) 小西祐馬「貧困と子ども」(青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』明石書店)2003年.
- 13) このような曖昧な設問表現になったのは, 回答する子どもたちの年齢を考慮したことと, アンケート作成過程において「収入」「職業」という項目をいれるかどうかという, 難しい議論があったことによる.
- 14) 鈴木佳代「社会的不平等と10代の性」(『前掲書』注12と同じ).
- 15) 厚生労働省「平成15年度全国母子世帯等調査結果報告」, 2005年.
- 16) 北海道民生委員児童委員連盟『ひとり親(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査報告書』, 2004年.
- 17) 青木紀「貧困の世代的再生産の構造(2)——B市における実態——」『本誌』第89号, 2003年. 杉村宏「生活困難母子世帯の調査結果と自立支援の課題」(厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業・総合研究報告書『貧困の世代間再生産の緩和・解消のための支援に関する基礎的研究』, 2005年), 後者は東京の下町を対象に実施した調査結果を含んでいる.
- 18) 青木紀他「高齢者一人暮らし世帯の貧困——貧困の世代的再生産の視点から——」『教育福祉研究』第10-(2)号, 2004年. 佐々木宏他「調査ノート:北海道A町における高齢者一人暮らし世帯の貧困」『教育福祉研究』第11号, 2005年.
- 19) 青木紀「調査ノート:貧困の世代的再生産の構造(1)——北海道における離婚母子世帯の分析——」『教育福祉研究』第6号, 2000年.
- 20) 文部科学省「データから見る日本の教育」, 2004年.

- 21) 国民生活金融公庫「教育一般貸付」, <http://kokukin.go.jp/kyouiku/ippan/index.html>
- 22) 独立行政法人・日本学生支援機構「奨学金貸与事業」, <http://www3.jasso.go.jp/education/syougaku/index.html>
- 23) 生活福祉資金貸付制度研究会編「平成16年度版生活福祉資金の手引き」筒井書房, 2004年.
- 24) 「母子及び寡婦福祉法」「母子及び寡婦福祉法施行令」, <http://www.hourei.mhlw.go.jp>
- 25) ここでいう「家族主義」は、さしあたってエスピシ・アンデルセンのいうような、「家族主義なシステムとは……家庭こそが家族の福祉の責任を第一に負わねばならないと公共政策が想定（むしろ主張）するようなシステムのことである」という意味で使っている。G. エスピシ・アンデルセン、渡辺雅男・渡辺景子訳「ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学」桜井書店, 2000年。なお原著出版は1999年.
- 26) 筆者は先に次のように述べておいた。「現在北海道社会福祉協議会運営委員会の一員であるが、委員会における償還困難に伴う免除の審議の際にたいいてい目にするのは、連帯保証人もまた生活保護受給者であったり、行方不明者であったりする事実である。それは多くの場合、親族関係あるいは友人関係の中で連帯保証人を頼まざるを得ない現実が、その後ある必然性を持って破綻したにすぎないともいえる」（青木紀編著「現代日本の「見えない」貧困」明石書店）, 27頁.
- 27) この点については、たとえば、矢野裕敏「教育システムの国際比較—福祉国家における教育戦略の展開に注目して」（埋橋孝文編「比較の中の福祉国家」ミネルヴァ書房）2003年、また中澤渉「日本における教育財政支出の問題点——福祉レジーム論をてがかりにして」『日本教育行政学会年報・教育行政の社会的基礎』第30号, 2004年、など参照.
- 28) 青木紀「貧困の世代的再生産の視点」（青木紀編著「前掲書」）15頁.
- 29) テーマは違うが、いわゆる貧困親に関わって、このような問題意識を試論的に展開した青木紀「現代日本の「貧困親」に関する研究準備ノート」『教育福祉研究』第11号, 2005年、参照.
- 30) 青木紀「貧困、不平等、社会的公正——「見えない貧困」を見えるように——」（日米シンポジウム）『教育福祉研究』第10-(1)号, 2004年、参照.

# 子どもの発達を豊かにする 生活・教育保障の方向

—ライフチャンスの平等—

青木 紀

## はじめに

2006年正月3日の朝日新聞は、その1面で、「就学援助4年で4割増、給食費など東京・大阪4人に1人」という見出しで、いわゆる就学援助受給の急増について触れていた。トップに持つことは、それだけ人々への注意を促したいという意図があったのだろう。近年の格差社会への関心の高まりがその背景にあるのはいうまでもない。「貧困の中で成長する」ということがどういう状態なのか、あるいはその結果は、というような研究はないわけではないが、日本では乏しい。しかし、就学援助の基準が生活保護基準の1.1~1.3倍前後にあることからすると、少なくともそれ以下の収入水準の生活の中で、日本の子どもの4人あるいは5人に1人が暮らしていることになる。

ここでは、貧困の中に、あるいは格差社会の底辺で育つ子どもへの直接的影響などへの関心は譲って、与えられた課題が「子どもの発達を豊かにする生活保障の方向」なので、それにできるだけ応えたいという立場から、論じていきたい。とはいえ、すべてにわたって網羅し、論ずることはできないので、本号のテーマ全体が「生存権保障の意味を問う」ということにもなっていることか

ら、子どもにとって、さまざまな経験を含むライフチャンスの平等の保障、とくに教育機会の平等の保障がなぜ必要か、それはどんな理由で、どんな方向に求められるべきか。そのためには、今後何を解かなければならないのか、このあたりの問題提起を狙って責任を果たそうと思う。

## 1 市場の中の子どもの生活

どの子どもも、今や「安全な航海」を辿って大人になることは容易なことではない。それは、日本だけでなく、先進国、途上国それぞれ事情が違っても当てはまるであろう。途上国では、しばしばメディアが伝える通りで、端的には貧困とHIV感染の子ども、飢餓の子ども、戦場の子どもの映像が、まさに命の保障の問題として、私たちの心を痛める。しかし、「子ども中心主義」が強く一良かれ悪しかれ浸透しているはずの先進国でも、女性とともに子どもの貧困が社会問題となっている<sup>(9)</sup>。それは日本でも例外ではなく、加えて日々のニュースや新聞は、子どもの虐待事件や誘拐事件あるいは子どもによる殺人事件を伝え、また年齢が上がればフリーター、ニート、引きこもりなどの様相を頻繁に伝え、いまや国会などでの議論としても取り上げられている。だから、子育てをめぐっては、親や家族の心配は増すばかり



で、しかも「少子化対策大臣」まで登場したことが、逆にその社会的「効果」として若者に少子化を促すかもしれない状況にもある。

そのことは当面おくとして、現代の日本の子どもたちを念頭において、まずその発達環境と生活様式の側面から特徴づけてみると、たとえば深谷昌志は、「学ぶとくに勉強する」「遊ぶとくに外で遊ぶ」「手伝うとくに仕事をする」という子ども生活の3側面の歴史的変遷を特徴づけながら、電子メディア社会の中で、上記のすべてを「あまりしない」「引きこもる子ども」たちとして類型化している<sup>15</sup>。たしかに、家族は個別化し、あるいは個人化し、メディアの情報の氾濫は「家庭の垣根」を越えて入ってくることから、子どもの生活も必然的に空間的な狭さや時間的な歪みを伴いやすくなるであろう。だから、親たちはこのような環境にどのような対応をするかで日夜頭を悩ますことになる。

さらに生活の主体としての子どもたち自身に目を向ければ、彼らは、少子化の中での親や社会の個性尊重の雰囲気あるいは自己実現幻想によって、漠然とだが、しかし強い影響力を受ける環境におかれている。たとえば、最近の子育てや学校教育などにおける個性重視の方向は子どもの多様な発達を理想化しているように見える。典型的には、それらは、一部の芸術やスポーツ分野などでの成功者をモデルにした子育てを目指す場合もあるし、教育達成を最大の目標にして育てようとする場合などにも見られる。また、田舎で「のんびり」と育てたいと家族ぐるみの移住もある。しかし他方、早くからそれほど「教育達成」に重い価値をおかない母親も増え、なかには環境のコントロールをも放棄したままの例もある。いずれにしても、結果として、子どもたちにとってはかなり漠然とした自分追求の目的を課されることになる<sup>16</sup>。その点では、かつての子どもや若者が忌避した家業による運命づけの時代とは歴史段階が大きく異なっているところに子どもたちの生活はある。

だから、子どもの生活環境の変化や発達のあり方に敏感になり、子育てを「自然的」(Natural

growth)ではなく、より「計画的」(Concerted cultivation)にしようとする<sup>17</sup>、親や家族は相当の時間的、金銭的、精神的なエネルギーをその過程につき込まなければならない。また、情報の氾濫と生活空間の縮小あるいは時間使用の偏りの中で子どもたちが生きざるを得ないところにおかれている現状、さらに最近では命の安全でさえ守れないような環境は、子どもたちの「生活保障」を、階層を問わない現代社会の共通の課題としていともいえる。

しかし、「自然的」であろうと「計画的」であろうと、現代社会の特徴は、子どもたちの生活環境も市場から一遊び市場、スポーツ・習い事市場、教育市場など一「商品」として買わなければならないところにある。そしてよりよい「商品」としての環境を買うことが可能かどうかは、当然のことだが家族の持つ諸資源と関連してくる。とくに、「選択」して買うことができるかどうか子どもが生活に大きな影響を与える。むろん、家族資源が単純に経済的なことだけでなく、文化的、社会的な側面からも成り立っていることから、結果として子どもがどう育つかを諸資源と関連づけて説明することは単純ではない。実際、子どもをスポイルさせることも少なくない。しかし、子どもが成長していく上でのさまざまな体験(いわゆる習い事や各地への旅行からさまざまなモデルになるような大人との出会いや関係など)や、いわゆるライフチャンスの平等保障のような課題からすれば、やはり家族資源に大きく影響される。私の授業で次のようなレポートがあった。

「昨年度、附属の小学校へ観察実習に行ったときのことである。……ちょうど夏休みが終わった時期だったため、学級活動で夏休みの思い出をみんなの前で話す時間が設けられた。子どもたちの親も、それに合わせて参観しに来ていた。工作したものや研究したことを発表する子どもはもちろんいた。私が驚いたのは、子どもたちが家族旅行をしたことを競い合うように話していたことである。私は家族旅行というものをしたことがなかったから、余計に驚いた。あそこに行った、ここへ

行った、という話は国内にとどまらず、海外にまで及んだ。どうやらそれは、私が担当したクラスだけではなく。他の学年を担当した友人も、子どもたちが家族旅行の話題を競い合っているようだったと話していた。そして彼らは放課後となると、習い事だ、塾だ、と行って下校していった」

上記のことは、「附属学校」という性格も影響しているが、現代の特徴の一面をよく示している。とくに、近年は家族が個別化している傾向が強くなっており、地域社会で「一緒に」ということはなかなか容易なことではなくなっているから、子どもの生活を「豊かに」させようとする場合、いっそう家族頼みになる傾向になる。またこのような傾向は、「小さな政府」のかけ声のもとで教育や福祉などのサービスが後退させられてきているので、むしろ強められているともいえよう。

すなわち、子どもの社会化にもつ家族の意味は、さまざまな世界の情報が家族の「垣根」を越えて入ってくることから（そしてそれは制御が難しいことから）、あるいは学習も遊びも家庭の外で社会化されているのが当たり前になっていることから、一面では小さくなっているように見える。しかし、情報へのアクセス能力も含めたコントロール能力、あるいは興味関心の可能性を開くためのきっかけにもなるような体験をさせる上での家族の役割はむしろ大きくなっているといえる。それは、とくに「出会い」や「経験」が子どもの教育にもつ意味の大きさを考えたとき、子どものライフチャンスが大きく家族によって左右されることを意味している。

## 2 生活と教育の不平等

ところで、ここでのライフチャンスの意味は、「個人が社会が提供する機会と恩恵を受ける可能性：権力・資力などによって享受度に差が生じる」（リーダーズ英和辞典）を、子どもに適用して考えてみる程度の意味合いで使用しているが、当然のことながら、子どもの場合は程度の差はあ

れ家族の影響が決定的である。もちろん、それは国による子どもの環境によって大きく違い、「はじめに」でも触れたように、命に関わるサバイバルをダイレクトに意味するライフチャンスから、いわゆる人生の「成功・不成功」をめぐる将来の生活展望まで、まさに世界中の子どものライフチャンスの内容はさまざまなレベルで存在するし、不平等の状態にあるのが現実であろう。

では、日本の子どもたちのライフチャンスの様相はどうであろうか。そのあり方は、子どもや家族の福祉あるいは教育サービスに関する国家の役割が先進国の中ではもっとも小さいことから（後述）、しかし市場はどこまでも深く広く子どもと家族の生活に浸透していることから、それだけ後進国並に家族資源に大きく左右される（「家族依存」）環境にある。

この視点から見ると、なお論議のある（一般的な所得格差拡大をめぐっては）ところだが、最近の教育社会学などの研究成果は、かなりの論文や報告書などにおいて、家族の資源と子どもの教育達成の相関関係を明らかにしている。またそれだけでなく、生活保護世帯の生活史分析から、貧困や不平等が世代間でも継承されている、つまり社会的流動性は弱まり、格差が固定化傾向を見せ、そのことが子どもの生活に大きな影響を与えていることを強調する見解もある。このことは、もともと家族の資源格差は歴史的にあり、それが子どもの生活や進路選択を規定していたのだが、これまでいわゆる「総中流化現象」がこれを消し去っていたかに見えていただけのことが、調査研究によって徐々に捉え始められただけといえるかもしれない。

しかし、「小さな政府」「規制緩和」「構造改革」といった言葉の嵐の中で、国家予算における縮小圧力を受けている家族は、その家族資源を基礎とした市場でのやりとりを通じた支払い能力によって、いい質の生活サービスを買えるかどうかが決まってきたことは事実である（たとえば医療のように）。それらが「格差」として意識され、外に見える問題として表れてきているからこそ、国会でも議論されるようになってきたのである

う。現段階は、それが、子どもの生活問題をめぐる格差論議までは進んでいないものの、教育というもっとも子どもの成長・発達にとって重要な「公共的サービス」までに議論が及びかかっているところにあるかもしれない。

実際、教育サービスからの受益をめぐる格差認識は広がりつつある。その背景には、このバブルの崩壊以降の不況の影響が大きい。もともとあった日本の教育費負担の重さと家族との関連の問題が表面化してきたからである。子どもの教育における「家族依存」がいかに強いのかは、実際、家族負担の問題に目を向ければ、たとえば文部科学省の調査でも、学生の授業料なども含む総生活費の7割は家庭からの「給付」(=依存)となっていることから明らかである。だから当たり前のことだが、子どもの親に相当の負担力がない限り、高等教育を受けさせることは容易ではない。たとえば年収が200万そこそこの母子世帯の子どもの進学可能性の困難は、その年収の事実一つを知るだけでも、想像はできるであろう。私自身がよく授業などで使うフレーズだが、大学生の一人当たりの授業料を含む生活費と母子世帯の平均年収は「とんとん」であることからすれば、それが子どもたちの進路を妨害する大きな壁となるのは当然である<sup>(11)</sup>。

もちろん、「奨学金」という名の教育ローンの利用もあるが、親からの援助のない場合は、かなりのローンを抱えない限り高等教育は受けるのが難しい。しかも、しばしば、そのローンを親が返している場合も少なくない。さらに、仮に当人が就職後に返済し続けたとしても、ローンを借りる必要のない学生も多いことを考慮すると、その後の若者の、あるいは大人としての生活の負担の不平等は大きい。それだけでなく、日本では高校段階から借りなければいけない場合も少なくない。その場合、高卒後すぐに安い給料から返済が始まるのである。一昨年から始めた私たちの調査(厚生労働省科学研究費・政策科学研究推進事業「福祉資金貸付資金の効果と課題に関する研究」)では、「母子及び寡婦福祉資金」利用者の次のような意見が寄せられている。

「修学資金と就学支度資金の両方を借り入れたため、返済額が月額18,611円となります。私には高額です。月々の収入の1割以上となりますので、できることなら、長期間になりますが、もう少し支払いやすい金額にさせていただけるとありがたいと思います(札幌市・高校段階利用者・本人)」「返済が遅れていることに対して、大変申し訳ないと思いつつも、毎日の生活に追われ、滞納しています、一度、区役所に相談したところ、子どもに協力してもらいなさいと言われてきましたが、子どもは子どもで育英会の返済をしているので、なかなか協力してほしいとは言えません(札幌市・高校段階利用者・母親)」

以上のことは、私たちに、あらためて、日本の子どもたちの生活や教育の不平等を生み出している構造を、一方での家族が属する社会階層・所得階層・職業階層と、他方での教育制度などのあり方と、関連させて問題にする必要があることを喚起している。2月12日付の朝日新聞によって紹介された「『経済格差』高校・大学で認識差—大学進学断念、高校の7割「学力より学費」」という記事は、選抜された学生を相手にしている大学でなく、選抜前の子どもの生活により近い存在である高校の側が、子どもたちの間に顕在化しつつある家族の経済格差が及ぼす影響をいち早く捉え、警告を発しているものと思われる。

### 3 社会的正義の実現と課題の認識

先にも少し触れたことだが、比較福祉・教育国家論の視点を入れて、日本の子どもたちを取り巻く環境を国際的に特徴づければ、具体的には、たとえばOECD諸国の中でも、日本がいわゆるGDP(国民総生産)に占める公的社会サービスの比率が低いことは識者の間ではよく知られている。事実、子どもの生活保障に関わるいわゆる児童手当や児童扶養手当などを含む家族支援は脆弱である<sup>(12)</sup>。加えて教育に目を転じれば、教育費全体に占める公的教育費の比率は、とくに高等教育

を中心に最低水準にある。その意味で、この圧倒的な高い私的教育費比率の特徴は、日本が教育の市場化・民営化の最先端を走っていることを示している。いいかえると、アンデルセンの言葉を使えば、日本の教育は「脱家族化」「脱商品化」<sup>(13)</sup>ができないままである。最近の財政難がこの状態にむしろ拍車をかけていることは国立大学の授業料値上げの連続に代表されている。前節で述べた実情は、その中で子どもや若者の間に大きな不平等が生まれてきていることを表している。

さらにこのことが、とくに、子どもが大人になる過程での若者の生活スタイル（将来展望格差をとまなう）にまで影響を与えてきていることは、フリーターやニートといった言葉の氾濫が象徴している。その意味では、日本の多くの子どもたちも、アメリカなどと同様に、決して「安全な航海」を辿って20代、30代になっていないのである。むしろこれは、家族資源の多寡というより、いわゆる「雇用なき繁栄」(Jobless recovery)とも関連した労働市場のあり方の影響であり、不安定雇用の大量の若者を生み出しているのは周知のところである。しかし、いくつかの研究は、フリーターなどと社会階層性の関連も指摘している<sup>(14)</sup>（若者の階層分化の拡大）。そしてこのことが、いわゆるワーキング・プアの増加へと連なり<sup>(15)</sup>、また年金や健康保険制度の存立を脅かすことにもなり、先の見えない、不安的な社会の再生産状況の大きな要素となってきている。

その意味でいえば、ここでロールズのいう「市民の人生の見込み」に関する「公平としての正義」の記述が、とくに「子どもの人生の見込み」とも関わって思い出される。

「公正としての正義は、市民の人生の見込み—全生涯にわたる見込み（これは基本善の適当な指数によって特定される）—に関する不平等に焦点を合わせる。市民の人生の見込みは、次の三種類の偶然事によって影響される。すなわち、(a)出身社会階層。つまり、生まれてから、分別のある大人に成長するまで過ごした階層。(b)(実現された才能の対立概念としての) 生まれつきの才能と、

そうした才能を発達させる機会—それは出身社会階層によって影響される。(c)一生を通じて出会う幸運と不運（市民が病気や事故によって、また例えば、非自発的失業や地域的不況の期間に見舞われるもの）。……われわれがもし、それらの偶然事に起因する人生の見込みに関する人々の間での不平等を無視し、背景的正義の維持に必要な規制を設けぬままに、そのような不平等の跋扈を放置するとすれば、自由で平等な市民の間で協働を行うための公正なシステムという社会の観念を真剣に取り上げていないことになってしまうだろう<sup>(16)</sup>」

つまり、不平等の跋扈を放置するとすれば、自分の生まれに責任のない子どもたちが、不正義の中でもがき苦しみ、あきらめ、自暴自棄になっていく、あるいは逆に社会から引きこもっていく傾向も生まれ、さらに不安的な、リスクな社会が形成される。いいかえれば、今後どんな社会が作り出されるかは、自分の将来について希望をもち楽観的であるか、それとも諦観し悲観的であるか、自分の社会的地位と結びついた不平等は是正される見込みがあるかなど、正義の公共的原理の実現にかかっている。また、そのことが社会に用意されなければ、人間はその道徳的能力を発達させることも困難となり、自由で平等な市民という、協働する・連帯する社会構成員を育てられない、ということであろう。

ロールズの文章は抽象的なレベルでの論理上のことかもしれないが、これまで見てきたことからすると、不幸にも、日本社会もまたこのことがよく当てはまりそうな状況になってきていることが懸念される。しかし、教育費をめぐる親の嘆きが聞こえ、そして少子化現象までにそのことが連動していることがわかりながら、なぜこのような事態が維持され、「許容」されてきたのか。「教育の無償制の推進」に関わっては、子どもの権利の実現の立場や、国際的な勧告などからも指摘され、あるいは強調されていても、なぜこのことが「受容」<sup>(17)</sup>されてきている（我慢させられてきているか）のか、まだはっきりとした分析があるとは思えない